



平成 28 年 2 月 15 日

各 位

会社名 大豊建設株式会社
代表者 代表取締役社長 水島久尾
(コード番号 1 8 2 2 東証第 1 部)
問合せ先 管理本部総務部長 上島明彦
(TEL 03-3297-7000)

株式報酬型ストックオプションとしての
新株予約権発行に関するお知らせ

大豊建設株式会社（社長：水島久尾）は、2016 年 2 月 15 日開催の当社取締役会において、会社法第 238 条第 1 項及び第 2 項、第 240 条第 1 項並びに第 244 条第 1 項及び第 3 項に従って、当社取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとして下記の内容の新株予約権の発行を行うことを決議いたしましたので、下記の通りお知らせします。

記

I 株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の発行を行う理由

取締役（社外取締役を除く）及び執行役員の報酬の一部を当社株式の株価上昇によるメリットのみならず、その株価下落によるリスクまでも株主と共有する仕組みにすることで、当社取締役及び執行役員が業績に対する意欲や士気を一層高めることにより、企業価値の向上を図ることを目的としております。

II 募集新株予約権の発行要領

1. 募集新株予約権の名称

大豊建設株式会社 2015 年度株式報酬型新株予約権

2. 新株予約権の総数 431 個（うち取締役 7 名に対し 291 個、執行役員 11 名に対し 140 個）

上記総数は、割当予定数であり、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって募集及び発行する新株予約権の総数とする。

3. 募集新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、1,000株とする。ただし、割当日(下記12.に定める。以下同じ。)後、当社が当社普通株式につき株式分割、株式無償割当て又は株式併合等を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割又は株式無償割当ての場合は、当該株式分割又は株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整することができるものとする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価格は、募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 募集新株予約権を行使することができる期間

2016年3月2日から2036年3月1日までとする。

6. 募集新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日から1年経過した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から9年間に限り、募集新株予約権を行使することができる。
- (2) 次のいずれかに該当する事由が生じた場合、新株予約権者は、当該新株予約権を行使できない。
 - ① 新株予約権者が、当社の取締役又は執行役員のいずれかに在職している期間中に禁固以上の刑に処せられた場合。
 - ② 新株予約権者又はその法定相続人が、当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。
- (3) 当社取締役会の承諾なく新株予約権を譲渡担保又は質入れその他担保設定することはできない。
- (4) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、

当該新株予約権者が死亡した日から6か月間に限り、当該新株予約権を行使することができる（ただし、相続人がかかる期間に死亡した場合の再相続は除く。）。

7. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

8. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

9. 募集新株予約権の取得条項

新株予約権者において上記6(2)のいずれかに該当する事由が生じた場合、その他理由のいかんを問わず権利を行使することが出来なくなった場合、当該新株予約権について、当社は無償でこれを取得できる。

10. 募集新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

11. 募集新株予約権の払込金額の算定方法

各募集新株予約権の払込金額は、以下のブラック・ショールズモデルの算式により②から⑦の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格（1円未満の端数は切り上げ）に付与株式数を乗じた金額とする。

$$C = Se^{-qT}N(d) - Xe^{-rT}N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + (r - q + \frac{\sigma^2}{2})T}{\sigma\sqrt{T}}$$

①1株当たりのオプション価格（C）

②株価（S）：2016年3月1日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）

- ③行使価格 (X) : 1 円
- ④予想残存期間 (T) : 5.5 年
- ⑤ボラティリティ (σ) : 5.5 年間 (2010 年 9 月 2 日から 2016 年 3 月 1 日まで) の
当社普通株式の普通取引の各取引日の終値に基づき算出した変動率
- ⑥無リスクの利子率 (r) : 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- ⑦配当利回り (q) : 1 株当たりの配当金 (年額) \div 上記②に定める株価
- ⑧標準正規分布の累積分布関数 (N(\cdot))

※上記により算出される金額は募集新株予約権の公正価値であり、有利発行には該当しません。

※当社は対象者に対し、新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬債権と、新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する予定です。

1 2. 新株予約権を割り当てる日

2016 年 3 月 1 日

1 3. 新株予約権と引換にする金銭の払込みの期日

払込みの期日は 2016 年 3 月 1 日とする。

1 4. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役(社外取締役を除く) 7 名に対して 291 個 (予定)、及び当社執行役員 11 名に対し 140 個 (予定) を割り当てる。

以上